

3. 介護サービスとの連携・調整

医療保険適用の療養病床と介護保険適用の療養病床について

1 報酬上の差異

	介護保険適用の療養病床	医療保険適用の療養病床
要介護度による評価	要介護度別の報酬	要介護度による評価なし
入院期間による加算等	入院期間30日以内は、加算(30単位)	入院期間30日以内は、加算(312点) 入院期間180日以上は、減算(37点)
看護・介護	看護：6:1 介護：他の施設との均衡を考慮し原則 4:1までの評価 3:1は3年間の経過措置	看護：5:1まで評価 介護：5:1看護に対しては4:1までを評価 6:1看護に対しては3:1までを評価
処置や手術等	長期療養病棟で日常的に行われる医療行為14種類を限定列挙して算定	複雑な処置、手術等も算定可
リハビリテーション	維持期のリハビリを評価 1人の従業者が複数人に対して行う簡単なリハビリを評価	回復期のリハビリ等も評価 1:1の複雑なリハビリも評価 (回復期リハビリテーション病棟の算定もあろうる)

2 介護保険適用の療養病床等の現状

	病床総数	介護保険指定病床数
療養病床(病院)	255,460	89,568(35.1%)
療養病床(診療所)	24,440	8,806(36.0%)
介護力強化病棟	53,637	15,503(28.9%)
老人性痴呆疾患療養病棟	11,997	3,779(31.5%)
全国合計	345,534	117,656(34.1%)

(平成12年11月1日現在、老健局振興課調べ)

療養病床における診療報酬と介護報酬の比較

〈診療報酬〉

老人療養病棟入院基本料

	看護配置	看護補助配置	～30日	30～180日	180日～
老人療養病棟入院基本料1	5:1	4:1	1,496	1,184	1,147
老人療養病棟入院基本料2	5:1	5:1	1,425	1,113	1,076
老人療養病棟入院基本料3	5:1	6:1	1,386	1,074	1,037
老人療養病棟入院基本料4	6:1	3:1	1,494	1,182	1,145
老人療養病棟入院基本料5	6:1	4:1	1,419	1,107	1,070
老人療養病棟入院基本料6	6:1	5:1	1,366	1,054	1,017
老人療養病棟入院基本料7	6:1	6:1	1,331	1,019	982

〈介護報酬〉

療養型介護療養施設サービス費

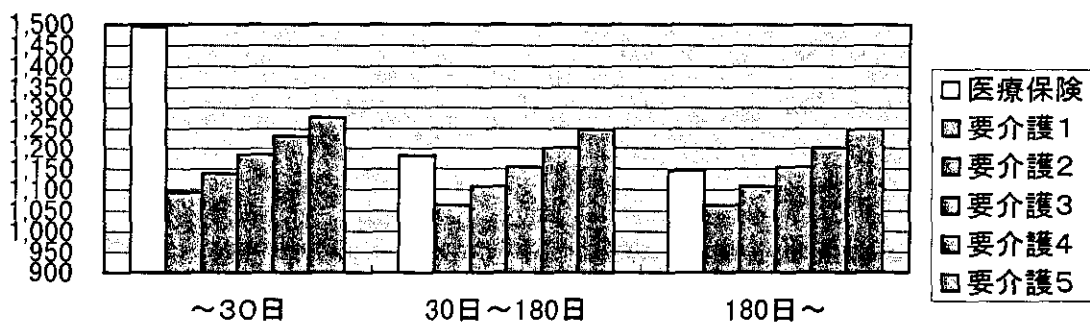
	看護配置	看護補助配置	～30日	31日～
療養型(I) 要介護1	6:1	3:1	1,093	1,063
			1,139	1,109
			1,185	1,155
			1,231	1,201
			1,277	1,247
療養型(II) 要介護1	6:1	4:1	1,026	996
			1,070	1,040
			1,113	1,083
			1,156	1,126
			1,199	1,169
療養型(III) 要介護1	6:1	5:1	979	949
			1,020	990
			1,062	1,032
			1,103	1,073
			1,145	1,115
療養型(IV) 要介護1	6:1	6:1	948	918
			988	958
			1,028	998
			1,068	1,038
			1,109	1,079

注1:療養型介護療養施設サービス費については、診療報酬の老人療養病棟入院基本料と算定条件を同一とするため、下記の加算・減算後の単位数を用いている。

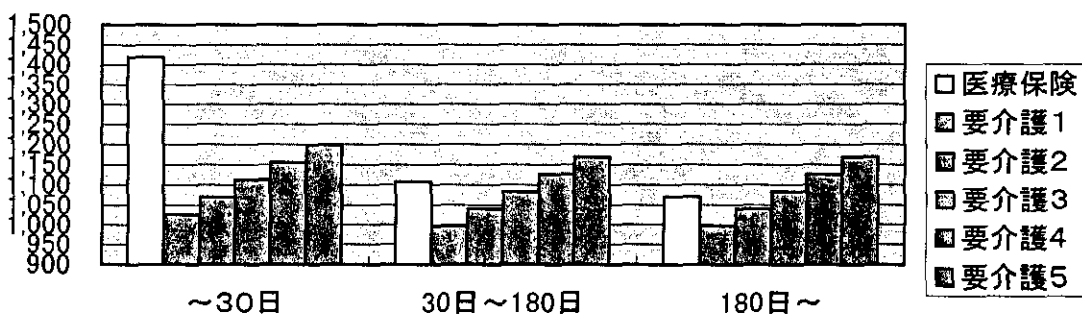
- ①夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合の減算(25単位)
- ②病院療養病床療養環境減算(Ⅲ)(105単位)
- ③初期加算(30単位)

注2:療養型介護療養施設サービス費にはおむつ代が含まれている。

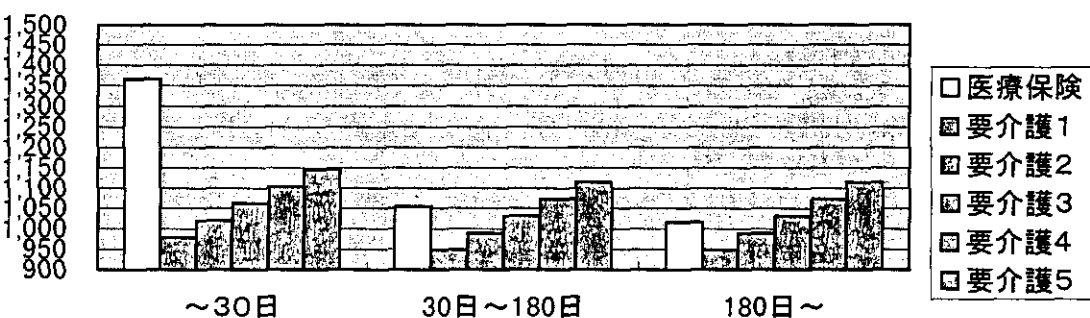
(医療保険)入院料4-(介護保険)療養型(I)



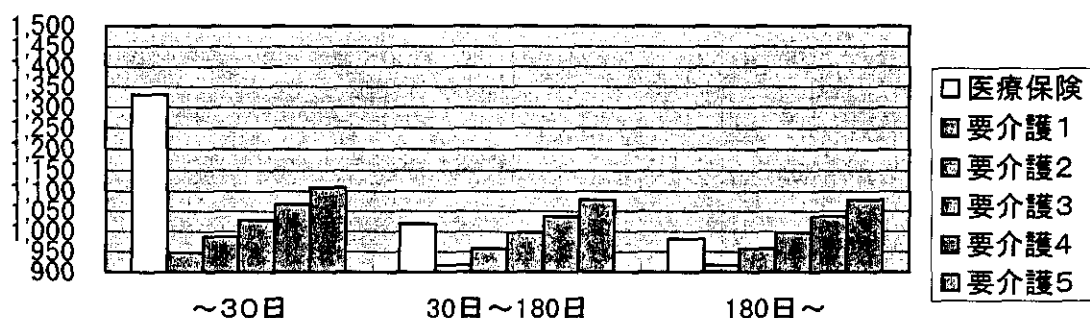
(医療保険)入院料5-(介護保険)療養型(II)



(医療保険)入院料6-(介護保険)療養型(III)



(医療保険)入院料7-(介護保険)療養型(IV)



リハビリテーションの体系

現状

現在、リハビリテーションに関する診療報酬上の評価を行っているものは以下の通り。

① リハビリテーション料

		簡単なもの	複雑なもの
一般	理学療法(I)~(IV)	65~185点 (15分以上)	115~660点 (40分以上)
	作業療法(I)(II)	155~185点 (15分以上)	480~660点 (40分以上)
	早期理学療法(I)(II)	590~710点 (20分以上)	
老人	老人理学療法料(I)~(IV)	65~200点 (15分以上)	115~710点 (40分以上)
	老人作業療法料(I)(II)	160~200点 (15分以上)	510~710点 (40分以上)
	老人早期理学療法料(I)(II)	640~760点 (20分以上)	
	老人リハビリテーション総合計画評価料	480点 (月1回)	
	老人リハビリテーション計画評価料	150点 (月1回)	
	入院生活リハビリテーション管理指導料	300点 (週1回)	
	入院生活リハビリテーション料	170点 (週1回)	
一般・老人	言語療法	135点 (15分以上)	200点 (30分以上)
	心疾患リハビリテーション料	550点	
	摂食機能療法	185点	
	視能訓練	135点	
	難病患者リハビリテーション料	600点	

(※) 簡単なもの・・・1人の従事者が複数の患者に対して実施

複雑なもの・・・従事者と患者が1対1で実施

(※) 理学療法・作業療法の詳細及び病期に応じた評価については(別表)参照

② 入院料

回復期リハビリテーション病棟入院料 1,700点 (1日あたり)

(別表)

理学療法・作業療法にかかる評価体系及び病期に応じた評価

施設数(※1)	総リハビリテーション施設 (理学療法(1)、作業療法(1)) (老人理学療法料(1)、老人作業療法料(1))	理学療法(II) 老人理学療法料(II)	作業療法(II) 老人作業療法料(II)	理学療法(III) 老人理学療法料(III)	理学療法(IV) 老人理学療法料(IV)
施設基準 (人員配置)	460 専任常勤医師2名以上 専任PT5名以上 専任OT3名以上	3,946 専任常勤医師1名以上 常勤PT1名以上	1,334 専任常勤医師1名以上 常勤OT1名以上	1,053 医師 週2日以上勤務する PT1名以上 専任のリハビリ経験を有する 従事者1名以上	(I)(II)(III)以外
急性発症した 脳血管疾患等 の患者(※2) への理学療法	発症後7日以内 (超早期) PT、OT併せて2人以上(うち、PT1名以上)配置されている医療機関のみ 早期理学療法(老人早期理学療法料)として高く評価	老人早期理学療法料+超早期加算(200点)・・・老人のみ 早期理学療法(老人早期理学療法料)として高く評価	理学療法+加算(60点)・・・一般のみ		
回復期リハを 要する患者	発症後30日以内 (早期) 回復期リハビリテーションを要する状態の患者(脳血管疾患、脊髄損傷、大腿骨頸部骨折等の発症後 3ヶ月以内の患者)について、入院した日から180日を限度として回復期リハビリテーション入院料の算 定(リハ以外の費用を包括的に評価)	回復期リハビリテーションを要する状態の患者(脳血管疾患、脊髄損傷、大腿骨頸部骨折等の発症後 3ヶ月以内の患者)について、入院した日から180日を限度として回復期リハビリテーション入院料の算 定(リハ以外の費用を包括的に評価)			
発症後6月超 (維持期)	発症後6月以内より低い点数(理学療法・作業療法)で評価				

(※1) 定例報告(平成12年7月1日)

(※2) 急性発症した脳血管疾患等の患者: 脳血管疾患、脳・脊髄(中枢神経)外傷又は大腿骨頸部骨折を主病とし理学療法による治療が必要と認められる患者

回復期リハビリテーション病棟入院料の概要

1) 入院料の趣旨

脳血管疾患又は大腿骨頸部骨折等の患者に対して、ADL（日常生活動作）の向上による寝たきりの防止と家庭復帰を目的としたリハビリテーションプログラムを医師、看護婦、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）等が共同して作成し、これに基づくりハビリテーションを集中的に行うための病棟。（平成12年4月に新設）

2) 点数の設定

回復期リハビリテーション入院料（1日につき） 1,700点

- ・リハビリテーション料及び地域加算を除き、入院に係る費用は全て包括
- ・180日を限度として算定可能

3) 施設基準（主なもの）

- ・回復期リハビリテーションを要する状態^(※1)の患者が常時8割以上入院していること
- ・病棟に専従の医師1名以上、PT2名以上及びOT1名以上が常勤配置されていること
- ・看護職員数は3:1以上（必要最少数の4割以上が看護婦）であること
- ・看護補助者数は6:1以上であること
- ・総合リハビリテーション又は理学療法（Ⅱ）及び作業療法（Ⅱ）の届出を行っていること
- ・理学療法又は作業療法の実施計画の作成の体制及び適切な当該理学療法又は作業療法の効果、実施方法等を定期的に評価する体制がとられていること
- ・病室の床面積は6.4平方メートル以上であること

(※1) 回復期リハビリテーションを要する状態

- 一 脳血管疾患、脊髄損傷等の発症後3ヶ月以内の状態
- 二 大腿骨頸部、下肢又は骨盤等の骨折の発症後3ヶ月以内の状態
- 三 外科手術又は肺炎等の治療時の安静により生じた廃用症候群を有しており、手術後又は発症後3ヶ月以内の状態
- 四 前3号に準ずる状態

4) 届出状況（平成12年7月1日現在）

34施設、 1,675床（一般病棟 839床、療養病棟 836床）